

青森県報

第三千六百十二号

平成二十四年
十一月二日
(金曜日)

目次

告 示

広域連合の規約の変更……………	(市)	振興町課村	…	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課)	政 策 課	…	一
右 同……………	(同)		…	二
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………	(同)		…	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)		…	二
救急病院の設置……………	(医療業務課)		…	二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)		…	三
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同)		…	三
保安林の指定予定……………	(林政課)		…	三
公共測量の終了……………	(監理課)		…	三
公 告				
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県)	民生生活文化課	…	四
右 同……………	(同)		…	四
建設業者の許可の取消し……………	(中)	南地域局	…	四
右 同……………	(同)		…	五
出先機関				
土地改良区の役員就任及び退任……………	(中)	南地域局	…	五

公安委員会

駐車監視員資格者講習の実施…………… (交通指導課) …… 六

正 誤

平成二十年十二月八日定例出先機関中…………… (中) …… 六

告 示

青森県告示第七百八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の第三項の規定により、青森県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の届出を平成二十四年十月十九日受理したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所	事業所名称	主たる事務所在地	事業所名称	指定年月日
社会福祉法人 鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字冲津 一九三	鶴田町社会福祉協議会訪問 センター	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字冲津 一九	平成 二四・九・一八

青森県告示第七百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 麻美レディースクリニ ック	所在地又は住所 八戸市根城五丁目の一	指定年月日 平成二四・一〇・一
----------------------------	-----------------------	--------------------

青森県告示第七百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
変更前	明倫 有限会社	八戸市西白山 台二丁目一四 の二二	平成二四・一〇・一
変更後	訪問看護 ステーション ユン結	八戸市小中野 三丁目二五の 七 久保字行人塚 七の一	

青森県告示第七百八十四号

変更前	株式会社ス ライヴ	黒石市大字黒 石十三森一 八四の二九	訪問看護 すずらん	黒石市大字境 松字村井一五 の一	二四・八二〇
変更後		黒石市大字境 松字村井一 の一		黒石市大字境 松字村井一 の一	

青森県告示第七百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 白戸医院	所在地又は住所 弘前市大字代官町九	廃止年月日 平成二四・九・二九
----------------	----------------------	--------------------

青森県告示第七百八十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称 メディカルコート 八戸西病院	所在地 八戸市大字長苗代字中坪七七	認定の有効期限 平成二十七年十月二十七日
-------------------------	----------------------	-------------------------

青森県告示第七百八十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たかはし薬局	十和田市西五番町三三の三	平成四二・一

青森県告示第七百八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
名称 主たる事務所の所在地	名称 所在地		
社会福祉法人ユートピア 八戸市大字美保 二野一三の二一三	居宅介護 ユリヴェール 八戸市大字美保 二野一三の二一三	社会福祉法人ユートピア 八戸市大字美保 二野一三の二一三	平成四二・一
社会福祉法人ユートピア 八戸市大字美保 二野一三の二一三	重度訪問介護 ユリヴェール 八戸市大字美保 二野一三の二一三	社会福祉法人ユートピア 八戸市大字美保 二野一三の二一三	"

特定非営利活動法人三本の木	三戸郡南部町大字斗賀字上町焼四三の一	就労継続支援A型	特定非営利活動法人三本の木 継続支援A型 三戸郡南部町大字斗賀字上町焼四三の一	三戸郡南部町大字斗賀字上町焼四三の一	"
特定非営利活動法人三本の木	三戸郡南部町大字斗賀字上町焼四三の一	就労継続支援B型	特定非営利活動法人三本の木 継続支援B型 三戸郡南部町大字斗賀字上町焼四三の一	三戸郡南部町大字斗賀字上町焼四三の一	"

青森県告示第七百八十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜五四の五〇（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百八十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
五戸町長

- 二 測量の種類

公共測量（地形図等成果の座標補正）

- 三 測量の期間

平成二十四年六月一日から同年十月十九日まで

- 四 測量の地域

三戸郡五戸町

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日

平成二十四年十月十日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シニアわの集い

- 三 代表者の氏名

館 政美

- 四 主たる事務所の所在地

八戸市大字鮫町字小舟渡平九の二二〇

- 五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす高齢者・障害者の訪問介護を行うと共に、認知症予防・自立を促す生涯学習と位置付けて、明るく毎日を楽しく夢と希望をもって生きていくことが出来るよう支援すると同時にIT時代に呼応したパソコン操作やパソコンで楽しめる学習を通じて生き生きとした人生の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日

平成二十四年十月十七日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森未来エネルギー戦略会議

- 三 代表者の氏名

井上 宏

- 四 主たる事務所の所在地

青森市富田二丁目二六の二六

- 五 定款に記載された目的

この法人は、原子力や化石燃料にとどまることなく、新エネルギーや省エネルギーによる地球温暖化防止や防災上の観点などから、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、広範囲な分野での再生可能エネルギーの調査・研究を一層推し進め、地域に適合したエネルギーの導入による、サステイナブルな複合的エネルギー開発・拠点の形成による社会構築に努める事を目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社カーサ建築事務所

二 代表者の氏名 坪田 伸幸

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大町二丁目一の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第二〇〇四四七号

五 取消年月日 平成二十四年九月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月十一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十一月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 棟方建築工務所

二 氏名 棟方 正男

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字富田一丁目四の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一〇六二四号

五 取消年月日 平成二十四年十月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、相馬土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年十一月二日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	溝江 直雄	弘前市大字湯口字一ノ安田七七の一	平成 二四・ 一・二六 就任
"	山内 正治	大字黒滝字一ノ川瀬八八の二	"
"	成田 正一	大字五所字野沢一〇九の二	"
"	成田 由弘	大字紙漣沢字山越一六九	"
"	成田 信一	大字相馬字山田二九の一	"
"	福田 義雄	" 字羽根山三六	"
"	石岡 修身	大字下湯口字村元七九の二	"
"	三上 雅永	大字悪戸字鳴瀬二六九の四	"
"	工藤 幸一	" 字中野三二の六	"
監事	山内 逸実	大字黒滝字一ノ川瀬六七の九	"
"	成田 功一	大字紙漣沢字山越一一	"
"	清野 和弘	大字下湯口字青柳二一一の一	"
理事	沢田 健雄	大字湯口字一ノ安田九〇の二	二四・ 一・二七 退任
"	成田 秀秋	大字黒滝字一ノ川瀬三〇	"
"	山内 一義	大字五所字里見五二の一	"
"	成田 由弘	大字紙漣沢字山越一六九	"
"	宮川 克彦	大字藤沢字野田八九の一	"
"	福田 義雄	大字相馬字羽根山三六	"

公 安 委 員 会

石岡 修身	大字下湯口字村元七九の二
石岡 雄一	大字悪戸字青柳一の
工藤 幸一	字中野三二の六
山内 逸実	大字黒滝字一ノ川瀬六七の九
成田 功一	大字紙漣沢字山越一一
清野 和弘	大字下湯口字青柳二二の一

青森県公安委員会告示第百十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により公示する。

平成二十四年十一月二日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 講習等の期日

1 講習

平成二十四年十二月三日及び同月四日午前八時五十分から午後五時三十分まで

（受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

2 修了考査

平成二十四年十二月十日午前九時から午前十時まで

（受付時間 午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター

三 受講定員

三十名程度（申込み先着順で、定員になり次第申込みの受付を終了する。）

四 受講申込方法等

1 申込期間

平成二十四年十一月十九日から同月二十六日まで

（受付時間 午前九時から午後四時まで）

2 申込場所（問合せ先）

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係

電話〇一七 七二三 四二一一 内線五二三四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の2の申込場所に直接持参して申し込むこと。

(一) 駐車監視員資格者講習申込書（交通指導課で受領すること。）

(二) 講習手数料一万九千円（青森県収入証紙で納付すること。）

4 その他

講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

正

誤

中 南 地 域 県 民 局

発行年月日 平成三〇・三・ハ 第三〇二二二号	区分 シベ	段 三	行 下 表中	誤 " 大字悪戸 字青柳二二一	正 " 大字下湯 口字青柳二二一
------------------------------	----------	--------	--------------	-----------------------	------------------------

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------